（臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第八条　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十八　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十三号を第四百三十四号とし、第四百三十二号を第四百三十三号とし、第四百三十一号の次に次の一号を加える。

四百三十二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第十条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

三十　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

二十一　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

省令

○厚生労働省令第五十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第二項第一号」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）」を加える。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第二号

二　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第二号

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二号中「第二項第一号」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七条の十二第二号において同じ。）」を加える。

（介護保険法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第二項第一号」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）」を加える。

一　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の二第一号

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の二第一号

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部改正）

第四条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（副作用救済給付を行わない場合）

第三条　法第十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う同条第三項に規定する特定接種を受けたことによるものである場合

二　その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡がその者の救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて当該医薬品を使用したことによるものであり、かつ、当該健康被害の発生があらかじめ認識されていた場合その他これに準ずると認められる場合

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「第二項第一号」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

○厚生労働省令第六十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十四条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令

（譲渡の申請）

第一条　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第六十四条の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（以下「医薬品等」という。）の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（物品管理法（昭和三十一年法律